

多摩境駅周辺地区バリアフリー基本構想

2013年12月

町田市

目 次

1. 多摩境駅周辺地区における移動等円滑化の基本方針	1
2. 重点整備地区の位置・区域	2
(1) 設定にあたっての考え方	2
(2) 重点整備地区の位置・区域	2
3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化の事項	3
(1) 生活関連施設の設定	3
(2) 生活関連経路の設定	4
4. 実施すべき特定事業	6
(1) 公共交通特定事業	6
(2) 道路特定事業	8
(3) 建築物特定事業	10
(4) 交通安全特定事業	11
5. バリアフリー部会でのその他意見	12

1. 多摩境駅周辺地区における移動等円滑化の基本方針

地区概況

【概況】

- 町田市の北西部に位置し、北は八王子市、南は相模原市に接する地域である。
- 地形は多摩丘陵地の起伏に富んだ地域であり、大規模な公園緑地が多く位置している。多摩ニュータウンの一角として整備された地域であり、相原・小山土地区画整理事業の実施に伴って、平成3年に京王相模原線多摩境駅が開設された。
- 京王相模原線多摩境駅（以下、多摩境駅）周辺には商業施設が集積し、周辺部には沿道型商業施設が立地している。

【人口など】2013年1月1日現在

- 人口：約 18,600 人
- 高齢者数：65歳以上は約 2,700 人（15%）
75歳以上は約 1,000 人（5%）

【交通網】

- 地区は、京王相模原線により1時間程度で東京都心へのアクセスが可能であり、交通至便である。
- 多摩境駅の平均乗降客数は17,582人/日である。（2012年度）
- 道路網は、東西に町田街道や多摩境通りが通り、2つの街道を結ぶようにして多摩ニュータウン通りが通っている。幹線道路の交差点や商業施設付近で渋滞が発生している。
- 多摩境駅周辺では、東西方向の町田街道や多摩境通りにバス路線があり、町田市中心部や橋本駅（相模原市）方面と結ばれている。本地域を通過するバス会社は、神奈川中央交通株式会社である。（路線バス系統数は3系統）。

【上位計画での位置づけ】（町田市都市計画マスタープランより）

- 多摩境駅周辺の位置づけ
多摩境駅周辺は、「副次核」として賑わいやゆとりのある多摩境通り沿道の景観形成を図り、みどり豊かで魅力のある町田の西の玄関口を形成する。
- 地域の目標
 - ・新旧住民や子どもから高齢者まで多様な世代が交流し、つながりあえるまち
 - ・都市機能が充実したみどり豊かで魅力あふれる西の玄関口
 - ・周辺地域や地域独自の魅力を活かした、暮らしやすく訪れたいまち
- 主なまちづくりの方針
 - ・駅周辺で多様な商業・業務、宿泊、サービス、福祉・医療などの都市機能の集積を誘導する
 - ・渋滞緩和、隣接市への連絡性を高めるため、町田街道の拡幅整備、多摩境通りの延伸、尾根緑道の整備を推進する など

【主要な問題点、課題】

- 視覚障がい者用設備の改善（駅構内における音声案内施設の改善、ホームの点状ブロックの改善など）
- 駅周辺の階段やスロープの改善（スロープ勾配、手すりなど）
- 歩道舗装の改善（舗装材の破損、凹凸、マンホールの盛り上がりなど）
- 歩道の段差、切下げ部の縦断勾配・横断勾配の改善
- 歩道の視覚障がい者誘導用ブロックの破損
- 車道横断部に音響式信号がない など

基本理念

地区全体の移動の円滑化整備の方向性を示します。

【地域の概況】

- 多摩境駅周辺は西の玄関口に位置づけられ、駅周辺で多様な商業・業務、宿泊、サービス、福祉・医療などの都市機能の集積を誘導する副次核である。
- 駅南側の旧市街地では、幹線道路の拡幅事業が進められ、基盤整備にあわせて商業機能の集積などにより、新たな賑わい形成が望まれている。

【交通マスタープランとの整合性】

- 商業施設やコミュニティ施設を訪れる高齢者や障がい者、子ども、来訪者など、だれもが鉄道駅やバスの乗り換えがしやすい利便性の高い環境を目指す。
- 日常の買い物やコミュニティ活動を楽しみ、安心して移動できる環境を早期に実現するため、きめ細やかな整備を推進する。
- 市民や事業者の協力のもと、民間建築物などのバリアフリー化を進め、地区全体でバリアフリー環境の実現を目指す。

- ・高齢者や障がい者、子ども、来訪者など、だれもが鉄道やバスを利用しやすくする
- ・安全に安心して移動できるようにする
- ・施設が利用しやすい訪れたいまちづくりを目指す

基本方針

基本理念を達成するための方針について示します。

【地域の現状やまちづくり将来像から】

- 駅周辺において多様な商業・業務、サービス、福祉・医療などの都市機能の集積を誘導する地域である。
- 朝夕は通勤通学者で混雑している。多摩境駅は半地下式であり、不慣れな来訪者にとっては駅出入口などのアクセスが分かりづらい。

【バリアフリー化における問題点から】

- 駅前広場周辺や主要施設へのアクセス道路では、切下げ部の段差や勾配、視覚障がい者誘導用ブロックの破損、ブロック舗装の凹凸など、スムーズな移動に支障のある箇所がみられる。

【心のバリアフリーにおける課題から】

- 南側の旧市街地から駅へは緩やかな坂道であり、坂による縦断勾配や歩道の切下げ部の勾配などで問題が見られる。

駅から周辺施設や住宅地までをスムーズに移動できるまちを目指す

小規模な改善などにより、安全で安心な歩行空間の早期実現を目指す

市民、来訪者、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進を目指す

- 多摩境駅構内、駅周辺のバスターミナルといった交通結節点においてスムーズな移動を図るため、利用しやすい設備整備や案内・誘導などを充実する。
- 駅前広場から駅構内へのアクセスは、スロープや階段などに、視覚障がい者が利用する誘導設備や手すりなどを充実させる。
- 交通拠点から各主要施設へスムーズに移動できるよう、駅前広場や歩道などのバリアフリー化を充実させる。

- 切下げ部の段差、舗装ブロックの改善、視覚障がい者誘導用ブロックの改善など、小規模な整備をできる箇所から始めるなど、実現性の高い整備を進め、早期実現を目指す。

- スロープ勾配や階段など抜本的な改善が必要な箇所があり、南北に高低差のある地形であるため、整備が難しい箇所もある。直ぐにはバリアフリー化に向けた整備が難しい箇所では、困っている人に助力するなどのソフト的な対応が望まれる。
- 市民、来訪者、事業者、行政が協力し合いながらバリアフリー化を推進する、そのため、心のバリアフリーやマナーの向上などの普及啓発活動を進める。

2. 重点整備地区の位置・区域

(1) 設定にあたっての考え方

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」(概ね下記の内容)に従い、多摩境駅周辺地区において重点整備地区を設定した。

【重点整備地区】

- 都市機能(業務・商業施設など)が集積している範囲
- 高齢者・障がい者などを含めた不特定多数の人が利用する施設(商業施設、医療施設、官公庁施設など)を含む範囲
- 一般的な徒歩圏域:
多摩境駅を中心として半径 500m内外の各施設が集積するエリア

【重点整備地区内と隣接部の施設について】

- 重点整備地区内の生活関連施設についてはネットワークで経路を設定
- 隣接部の生活関連施設(重点整備地区外の多摩境駅を中心として半径 1km 以内に立地する主要な公共施設・公園など)までの経路を設定

(2) 重点整備地区の位置・区域

「(1) 設定にあたっての考え方」により多摩境駅周辺地区において重点整備地区を設定した。(P5 図-1 参照)

【対象面積】

重点整備地区 : 約4ha

3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化の事項

(1) 生活関連施設の設定

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」に従い、生活関連施設として特定旅客施設、官公庁施設、福祉施設などを設定した。

【特定旅客施設】

多摩境駅周辺地区における旅客施設のうち、特定旅客施設（利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれること、その他の政令で定める要件（3,000人/日以上…バリアフリー法）に該当するもの）は、以下に示す「京王相模原線 多摩境駅」である。

表-1 特定旅客施設の概要

特定旅客施設名称	施設管理者	乗降客数(人/日)
京王相模原線 多摩境駅	京王電鉄株式会社	17,582(2012年度) ^{※1}

※1 京王電鉄株式会社ホームページで公表されている1日の平均乗降人員

【官公庁施設、福祉施設、その他の施設】

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」を踏まえ、多摩境駅周辺 1km 圏域を対象に、官公庁施設（市役所など）、福祉施設（老人福祉施設、障がい者福祉施設など）の他、高齢者、障がい者などの不特定多数の利用が多いと考えられる病院、集会所、郵便局、保健所、図書館、商業施設の他、指定避難場所などにも指定されている学校や、公園・特定路外駐車場を抽出し、生活関連施設として設定した。（表-2・P5 図-1 参照）

表-2 生活関連施設一覧

分類・凡例	施設名
特定旅客施設	多摩境駅
市民センターなど	小山市民センター
学校	市立小山中央小学校
主な商業施設	スーパーアルプス多摩境店
	カインズホーム町田多摩境店
郵便局	町田西郵便局
都市公園以外の公園	小山白山公園

(2) 生活関連経路の設定

(1) で設定された生活関連施設間を結ぶ生活関連経路について、特定旅客施設など主要な施設からのアクセスや、ネットワーク形成、高齢者、障がい者などの利用状況を考慮し、「市内全域の移動等円滑化の全体方針」(概ね下記の内容)に示す視点・考え方により設定を行った。

(P5 図-1 参照)

【生活関連経路の設定】

- 主要な生活関連施設間を結ぶ最短経路を優先的に選定
- その他生活関連施設へのアクセス経路を追加
- 利用者意向調査による利用が多い経路を追加

※日常的に利用しない施設や駅からのアクセスがメインではない施設、車やバスでのアクセスが想定される施設については、基本的には生活関連経路で結ばない。

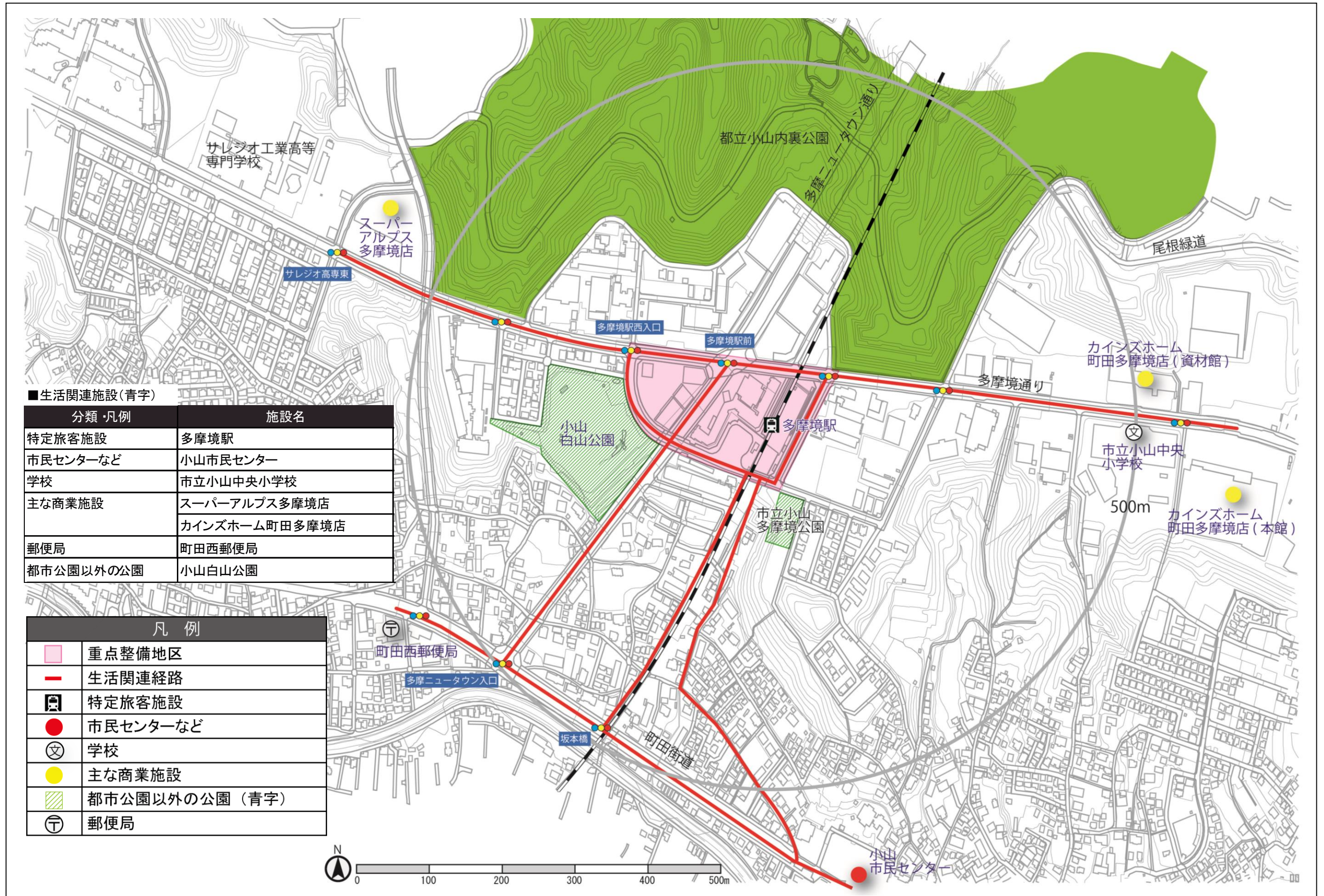


図-1 多摩境駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路

4. 実施すべき特定事業

(1) 公共交通特定事業

a) 公共交通特定事業の対象

公共交通特定事業を実施する箇所は、以下の特定旅客施設とバス停を対象とする。

【特定旅客施設】

京王相模原線 多摩境駅

なお、上記鉄道の車両と多摩境駅バス停を発着するバス車両は、特定車両として公共交通特定事業の対象となる。

【公共交通特定事業の対象となるバス交通】

種 類	事 業 者 名
路線バス	神奈川中央交通株式会社

b) 公共交通特定事業の事業内容

ここでは、公共交通特定事業の主な事業内容（対象施設、対策の考え方、整備内容、整備時期）を示す。

なお、対策の考え方には、「公共交通移動等円滑化基準」に適合するための考え方を示しているが、早期整備が困難な場合は、実現性を考慮した暫定的な内容を示している。（P7 表-3参照）

<整備時期>

短 期：概ね3年以内（～平成28年度）

中 期：5年以内（～平成30年度）

長 期：6年以上（平成31年度以降）

順次導入：適時実施していく事項

表-3 事業内容（公共交通特定事業）

対象施設	対策の考え方	整備内容	整備時期	位置番号
多摩境駅	案内・サインの改善	音声案内の音量の改善	短期	1-1
	聴覚障がい者用設備の整備・改善	筆談器設置の表示を見つけやすい位置に改善	短期	1-2
	視覚障がい者用設備の整備・改善	ホームにおける内方線付点状ブロックの設置	短期	—
路線バス	バス乗降時における安全性の確保	・低床バスの導入 ・職員による障がい者・高齢者への対応 (講習会等によるバリアフリー教育の実施)	順次導入	—

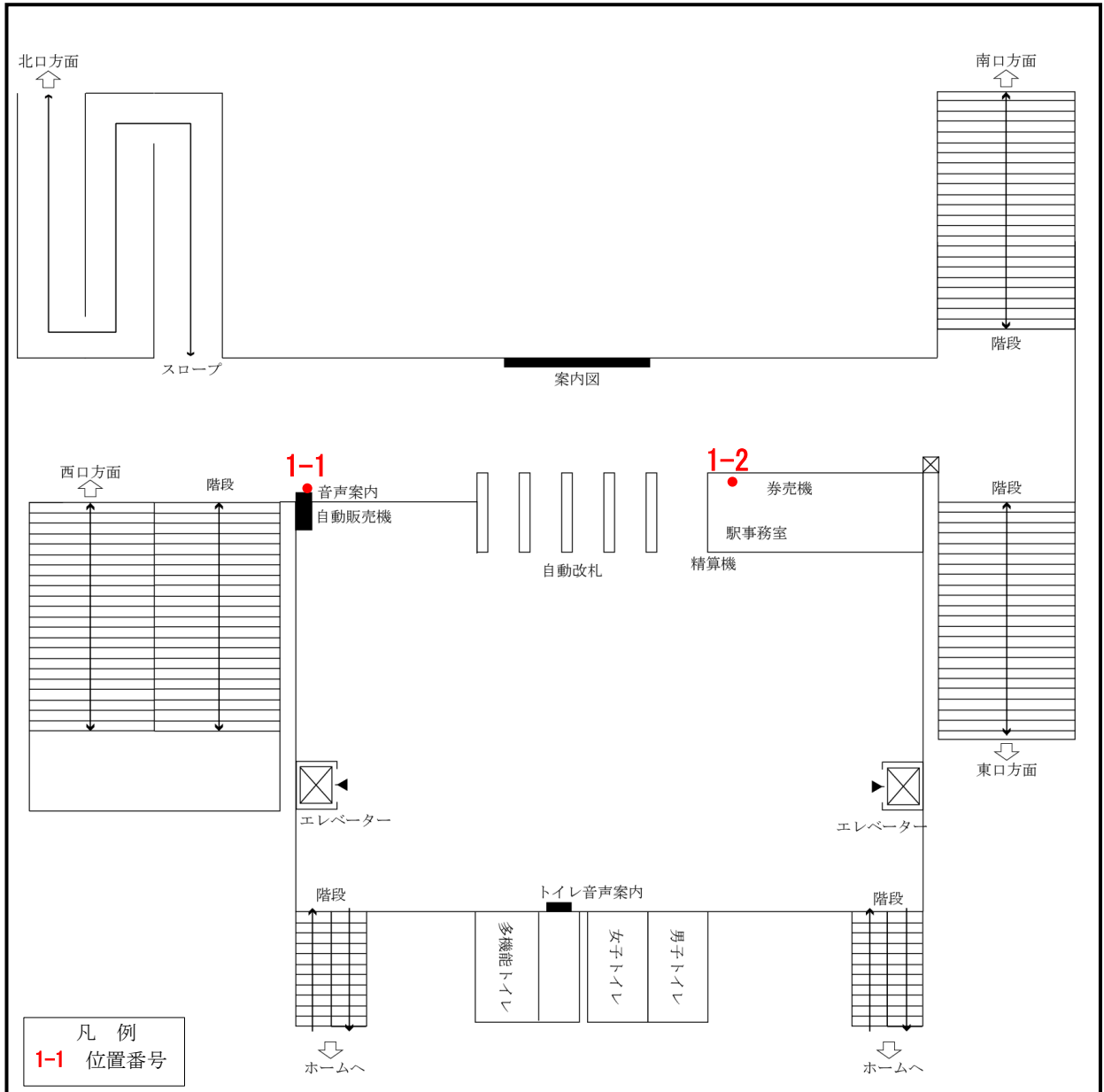


図-2 事業位置（公共交通特定事業）

(2) 道路特定事業

多摩境駅周辺地区では、早期実現を図るため、優先的に整備を進める最重要生活関連経路は、地区特性や経路設定条件を踏まえて、生活関連経路を設定した。(P5 図-1 参照)

a) 道路特定事業の事業内容

ここでは、生活関連経路について、主な事業内容（対象箇所、対策の考え方、整備内容、整備時期）を示す。(表-4参照)

対策の考え方には、「道路移動等円滑化基準」に適合するための考え方を示しているが、早期整備が困難な場合は、実現性を考慮した暫定的な内容を示している。

表-4 事業内容（道路特定事業）

対象施設	対策の考え方	整備内容	整備時期	位置番号
多摩境駅改札階 ～ 駅前広場	視覚障がい者用設備の整備・改善	階段に視覚障がい者誘導用ブロックの設置	中期	2-1
	視覚障がい者用設備の整備・改善	手すりを2段式に改善	長期	2-2
	昇降施設の整備	改札階と地上階をつなぐエレベーターの設置	長期	2-3
多摩境駅 駅前広場	車いす利用者用設備の整備・改善	車いす乗降口の設置(切下げ部設置)	長期	2-4
	視覚障がい者用設備の整備・改善	タクシー乗り場へ誘導する視覚障がい者誘導用ブロックの改善	長期	2-5
	舗装の改善	歩道の路面破損等の舗装の改善	長期	2-6
	歩道空間の縦横断勾配の改善 舗装の改善	歩道の路面凹凸や勾配等舗装の改善	長期	2-7
小山多摩境公園西側の歩行者専用道路	視覚障がい者用設備の整備・改善	階段へ誘導する視覚障がい者誘導用ブロックの改善	中期	2-8
鉄道路線沿いを南北 に通る道路 (線路西側)	手すりの改善	手すりを2段式に改善	長期	2-9
	歩道空間の縦断勾配の改善	歩道の縦断勾配の改善	長期	2-10
	歩道空間の横断勾配の改善	歩道の横断勾配の改善	長期	2-11
	段差の改善	歩道切下げ部の段差の改善	長期	
	歩道空間の横断勾配の改善	歩道の横断勾配の改善 歩道車両出入口部の改善	長期	2-12
	歩道空間の縦断勾配の改善	歩道の縦断勾配の改善	長期	2-13
多摩境駅～多摩境駅西入口交差点	歩行空間の安全性の確保	歩道のマンホール部の盛り上がり等の舗装の改善	長期	2-14
スーパーアルプス ～ 多摩境駅西入口 交差点	視覚障がい者用設備の整備・改善	視覚障がい者誘導用ブロックのがたつき等の改善	短期	2-15
	舗装の改善	歩道脇縁石の舗装の改善	短期	2-16
	視覚障がい者用設備の整備・改善	視覚障がい者誘導用ブロックのがたつき等の改善	短期	2-17

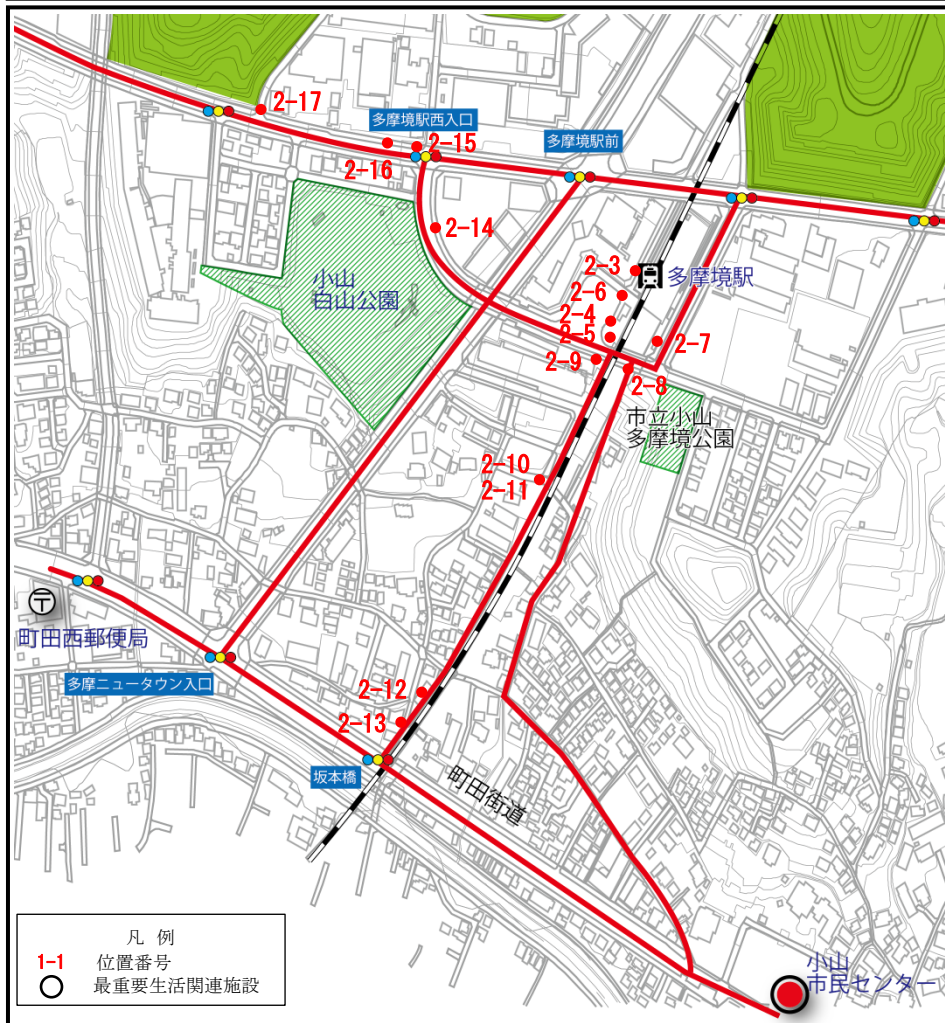
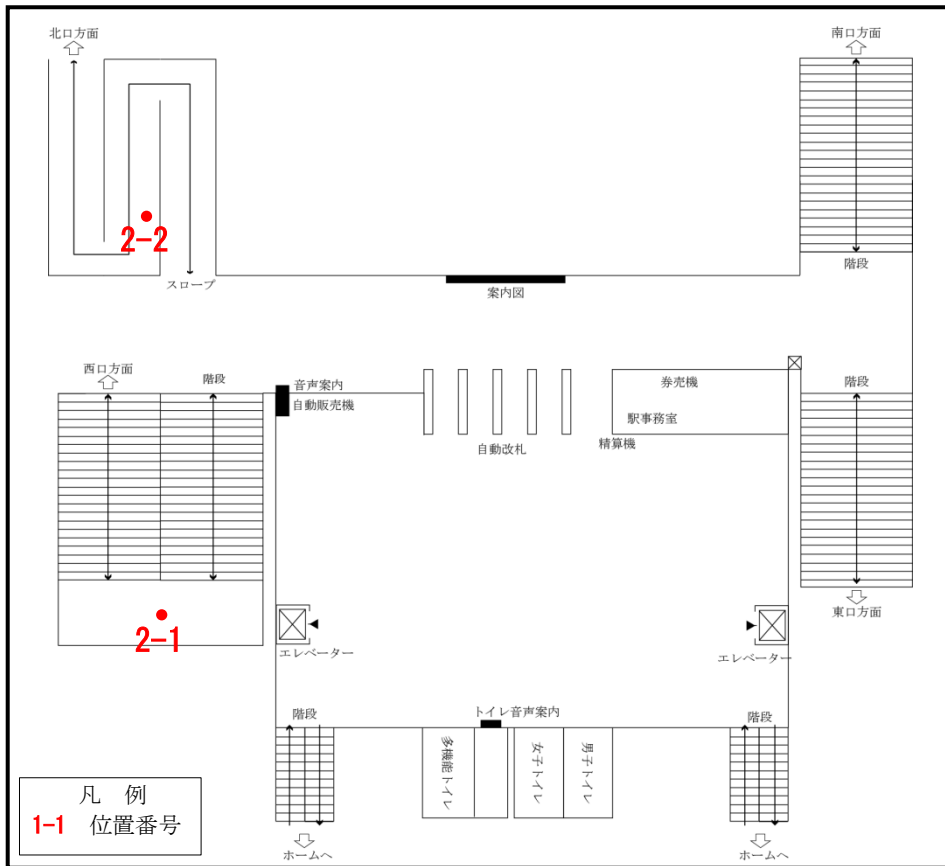


図-3 事業位置 (道路特定事業)

(3) 建築物特定事業

a) 最重要生活関連施設の設定

特定旅客施設を除く生活関連施設において、優先的に整備を進める「最重要生活関連施設」について、実現性や高齢者や障がい者を含む不特定多数の人によく利用される公共性の高さを考慮して選定した。

選定の考え方及び最重要生活関連施設は、次のとおりである。

【最重要生活関連施設】

公共施設のうち利用圏域が広域の施設、本部など核となる施設（地区レベルも含む）、高齢者や障がい者がよく利用する施設（P9 図-3 参照）

○小山市民センター

b) 特定事業の事業内容

対策の考え方としては、国の「建築物移動等円滑化基準」に適合することであるが、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の基準適合を目標とする。

各施設の事業内容や実施時期は、各施設で建物の構造や改築費用の確保など困難な課題があることから、順次事業を進めていくこととする。

(4) 交通安全特定事業

ここでは、生活関連経路における課題に対して、「交通安全特定事業」として行う事業内容を示す。(図-4 参照)

【交通安全特定事業】

○信号機の改良（音響機能の整備など）

- ・町田街道：坂本橋交差点（位置番号 4-1）
- ・町田街道：多摩ニュータウン入口交差点（位置番号 4-2）

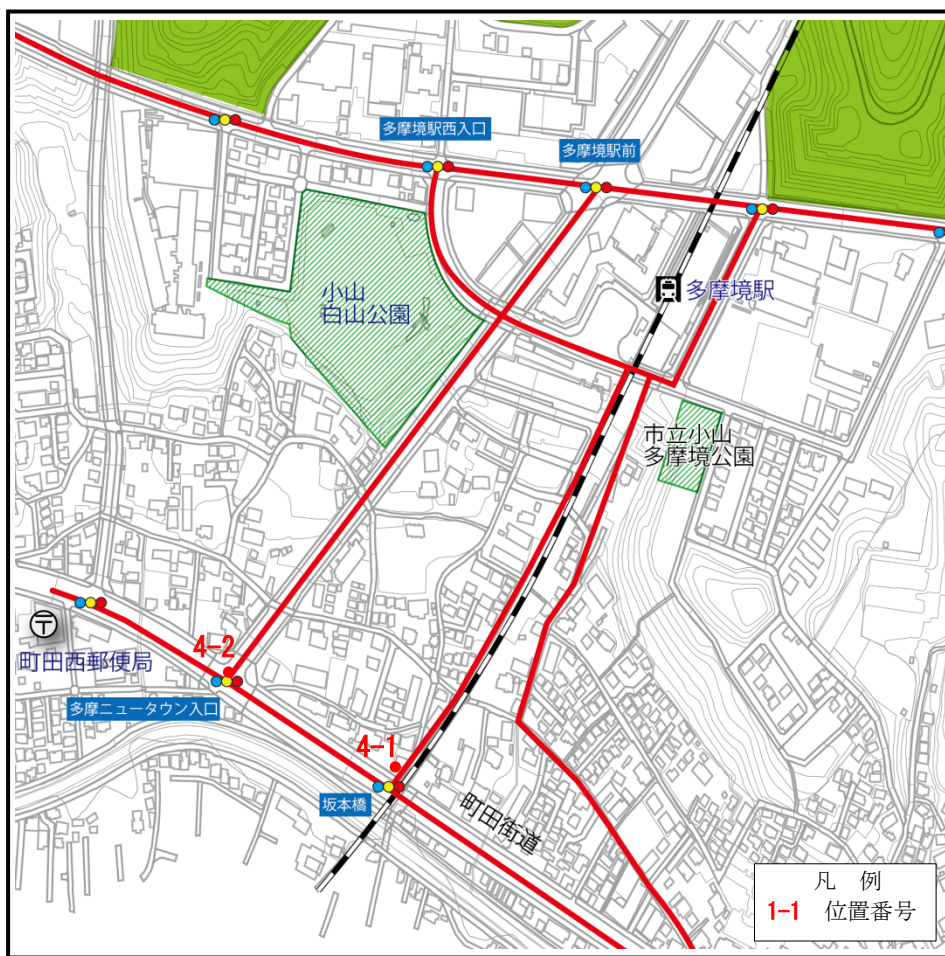


図-4 事業内容（交通安全特定事業）

5. バリアフリー部会でのその他意見

本基本構想の策定にあたり開催した、学識経験者、障がい者団体、交通事業者、地域住民などで構成されている「町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会」において、様々な意見が出された。

その中で、基本構想の特定事業として位置づけることが難しいものの、今後、長期的な視点で検討が必要な事項について以下に示す。

○心のバリアフリーに向けた取り組みについて

多摩境駅周辺は、土地区画整理事業の実施で整備され、歩道設置など基盤整備が比較的整っているが、バリアフリーの面からみると、スロープ勾配や階段など昇降施設などの抜本的な改善が必要な箇所がある。さらに、南北の高低差が激しく、バリアフリー化に向けた整備が難しい箇所もある。そのため、困っている方に助力する「心のバリアフリー」を当たり前のこととして生活に浸透させる必要がある。

地区内の住民や子供たち、来訪者、事業者を対象として、心のバリアフリーやマナーの向上などの広報や啓発活動を実施する。

○今後のまちづくりへの対応に向けた取り組みについて

多摩境駅は、南北方向に高低差が大きい場所に立地しているため、改札口が地下にあり、駅前広場と階段またスロープで接続されている。地下空間を有効活用すること及び、高齢者や障がい者などの円滑な通行のために、エレベーターの設置を検討することが求められる。

また、駅前広場については、周辺人口の増加により、バスやタクシー及び一般車両の需要量が増えている。誰もが駅前広場を安全にかつ、安心して利用できるようにするために、バリアフリー基本構想と今後の駅前広場計画との一体的な検討が求められる。

多摩境駅周辺地区バリアフリー基本構想

発行年月	2014年3月
発行者	町田市
	〒194-8520 町田市森野2-2-22
	電話 042-722-3111
刊行物番号	13-98
編集	町田市都市づくり部交通事業推進課
印刷	八昭印刷株式会社



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。